

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成 30 年 9 月 5 日午後 3 時 00 分

2、開会の場所 役場庁舎 6 階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1 番 竹内 清	2 番 井澤 茂治
3 番 宇井 忠朗	4 番 山本 功
5 番 中井 利治	6 番 森島 隆詞
7 番 森本 豊	8 番 上西 敏夫
9 番 浅田 清隆	10 番 松尾 純一
12 番 草嶋 邦子	13 番 岩井 三郎
14 番 太田 廣之	

4、欠席した委員は次のとおりです。

11 番 井上 和也

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	杉島 勝久

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

米澤 貞幸

事務局	山口 治
	川畑由香里
	西置 雄一

7、議案

第 1 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 2 号議案	非農地証明交付申請書の承認について
第 3 号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
第 4 号議案	平成 30 年度農用地利用集積計画（第 5 次）の決定について
報告第 1 号	農地法第 5 条の規定による届出の受理について

8、署名委員

3番 宇井 忠朗

4番 山本 功

9、閉会の日時

平成30年9月5日午後4時15分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成30年第9回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの農業委員の出席者は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方にご出席いただいております。委員の皆様方におかれましては、残暑が非常に厳しい中、また昨日の台風ということで大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の署名委員は、3番宇井委員、4番山本委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。

事務局、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案の朗読に入ります前に資料の訂正をお願いいたします。

議案の表紙、1ページ目、まず日時が「9月4日」になっていると思いますが、本日、「9月5日水曜日」、そして時間が「午後3時から」と訂正をお願いいたします。

続きまして10ページです。こちらも同じく日付ですけれども、「平成30年9月5日」に訂正をお願いいたします。

では、改めまして1ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

山手幹線を挟み、ひろびろファームの東側に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。

また、都市計画法第34条第11号に基づき、京都府が定める都市計画法に基づく開発許可等に関する条例に定められる指定区域で開発行為が認められています。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当である、目的実現が確実である、周辺農地への営農への支障がない、以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

当該地については、地区担当委員の井澤委員と上西委員とで現地確認を行っております。代表して井澤委員から補足説明を願います。

井 澤 2番、井澤です。第1号議案の案件について報告します。

ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、8月24日、上西委員、事務局川畑さんと申請のありました現地を確認しました。

現地は調整区域との境の土地ですが、現地に隣接する土地には共同住宅が建設されている農地でした。汚水及び雨水は公共下水道に接続して排水するほか、土地周辺にU字溝を設置し排水するとのことでした。土地に浸透する雨水について、京都府の指導を受け、水抜きを設け隣地の農地に影響のないようU字溝に排水するとのことでした。

工事中は譲受人が保有する隣接の土地にある共同住宅の駐車場等を活用し、工事車両の駐車等を行うことも確認できております。

近隣農地への営農には支障のないものと判断しました。地元農業委員として問題がないものと考えています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、本件に関する審議をお願いします。何かご質問等々ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございました。全員賛成でございます。第1号議案は許可することに決定いたします。

議 長 第2号議案、非農地証明交付申請書の承認についてを議題とします。

事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読(1番)。

4ページをお開きください。

朗読（2番）。

続きまして、5ページをお開きください。

朗読（3番）。

1番から3番までの場所については次の6ページをごらんください。

打越台グラウンドの京奈和自動車道を挟んだ東側に位置するところで、9筆ございます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

当該地については、私と地区担当委員の井澤委員と上西委員とで現地確認を行っております。代表して井澤委員から補足説明を願います。

井 澤 2番井澤です。第2号議案の1番から3番までの案件について一括して報告します。

ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、8月24日、太田会長、上西委員、事務局川畑さんと申請のありました現地を確認しました。

現地は申請のあった9筆が隣接する形で位置しており、周辺の土地も以前より山林化していることが容易に確認できる状況であり、土地の形状が一目では確認できないほど草木が生い茂っている状態でした。

今後、農地として復旧することはかなりの困難が生じると考えますので、非農地として認定して問題ないものと考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何か御質問等ございませんか。

（異議なし）

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者全員）

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第2号議案については承認決定いたします。

森 本 7番、森本です。

今の2号議案3件に関しまして一応承認されたわけなんですけれども、この件に関しまして、以前も委員会の中で改良区としましてお願いをしてまいりました非農地申請に関連してです。

これ転用決済金が発生いたしますので、農業委員会事務局としては当然、申請者の方にはその旨の話をさせていただいたという経過があるんですけれども、今回、一応承認されましたので、このままいきますと申請者に回答されると思うわけです。その後、承認されましたら、転用決済金に関しましてはどうかすれば支払いをされないことが懸念されるわけですね。またそういうことが発見されて、その後、転用決済金について改良区から支払いを要求するという事は、非常に難しい面が起こるわけなのです。

そういうことから考えまして、今後は改良区のこの件に関しましては改良区の支払いが済んだ時点で回答をしていただくか、あるいは申請された時点で改良区への転用決済金の支払いが終わったことを確認していただいて、委員会の中でこの件に関して提案をしていただくか、こういった内容で今後この件に関しましては、転用決済金が未払いにならないことを避けたいために、そういった内容で今後、事務局でも検討願いたいなというように思うんですけれどもね。

事務局 森本委員がおっしゃった非農地証明の件ですけど、法的といいますか、そういう規定上は農業委員会は何もないんですけど、今後、申請があったら改良区に先にといいか、先か同時といいか、そういうふうにするようには運用上はさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

森 本 恐らくそういった回答が出るだろうとは思ってました。

しかし、現在、一応国からもこれからは農業委員会、中間管理機構、土地改良区、これはお互いに協力しもってやっていくことが必要と違うかということをお互いに聞いていますので、確かに農業委員会事務局としては、こういった内容をそこまで言う義務はないと思うんですけれども、何せお互いの中の同士なんで、そういった内容で今後は何とかその辺で、先ほども申し上げました一つの内容で今後は検討をお願いできればなということで、ちょっとこう話をさせてもらったということなんです。

議 長 はい、ありがとうございます。また今後検討させていただきます。よろしい

ですか。

松 尾 松尾です。
法的にどうですか。

事務局 法的にはそういう規定はないんですけど、非農地証明に関しては、従来は改良区さんも転用決済金をもらってなかったんです。

ただ最近、申請時にそういう案内をしてほしいという改良区事務局から依頼を受けましたので、紙を作ってお渡しして説明をしていますので、今後も引き続きそれは同じタイミングでやりたいなというのは思っていますので、よろしくお願いいたします。

松 尾 同じ農地問題やから、関係やから、お互いにトラブルかなわんのので、できるだけスムーズにいくようお願いしておきます。
以上です。

議 長 はい、どうも。よろしいでしょうか。
それでは第3号議案、相続税納税猶予に関する適格証明についてを議題とします。
事務局、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 7ページです。
朗読。
場所については次のページをごらんください。
山田集会所の北側に2筆、山田川を挟んで南側に1筆と、9ページに移りまして、同志社国際学院の南に位置するところで3筆ございます。
相続税の納税猶予とは、農地等を相続した際に課税されるべき納税額を一定の要件のもとに猶予されるもので、特例を受けるための相続人の人的要件である、引き続き農業経営を行うことを証明するものが適格者証明になります。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。
当該地については、地区担当委員の山本委員が現地確認を行っておりますので、山本委員から補足説明をお願いします。

山 本 4番、山本です。第3号議案の案件につきまして報告します。

ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、8月23日、事務局川畑さんと申請のありました現地を確認しました。

申請のあった農地のうち、山田下川原及び下條に位置する農地は水稲及びハウスによる野菜作りがされていました。山田樋ノ口に位置する農地は、山手の斜面にある農地で、果樹を植えてあり農地として適正に管理がされていました。

相続人は専業農家で今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員として何ら問題のないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
それでは、議案について審議をお願いいたします。

浅田 9番、浅田です。

今、説明を受けたのをお聞きしていると、これ、台帳と現面積で、それとよく見たら2分の1がされるようになってますけどね。何で2分の1やろなど。それはしはる人の問題やと思うのやけどね。今の説明受けたら、果樹を作ってはって、あと残りは例えば半分は違いまっせ。こことずっと見たら、全部大体2分の1になっとるんやけどね。ここら辺はどういう。それは本人のあれやと言われたらどないもないのやろうけど、ちょっと何でかなという思いがありますので、できたら分かる範囲で結構です、お願いしたいと思います。

以上。

事務局 事務局から少し説明を補足させていただきます。

農地を見てきていただいた中での水稲作とか野菜作については、全ての面積、耕作をされているということなのですが、この方の相続分が面積の半分ということになります。

浅田 あとはまた違う人が相続するわけやね。

事務局 ○○さんとその奥さんが2分の1ずつ持ってはったんですよ。もともとね。その○○さんが亡くなったので、その分を息子さんが2分の1の共有の持分を相続されると、そういうことですね。

中井 5番、中井です。

多分、私もこれ、相続の関係やと浅田さんが言わはるように思っったんやけ

どね。これ、相続人のこの方だけ税の猶予を受けられて、もう一方が猶予受けられなくなったときに、後々、この一体の農地の判断はどうしていくのか。相続しておられるんやけど、1筆の土地の半分だけこの人、猶予を受けはるわけでしょう。その辺どうなの。

事務局 農地を確認させていただくときは、あくまで1筆耕作されているかどうかについては確認はしていくんですけども、もともと相続分として今も言いましたように〇〇さんとその奥さん、配偶者さんが半分ずつをお持ちのところだったので、その亡くなられた〇〇さんの分についてのみ相続をしたという形になります。確認についてはその農地、今回、どこが〇〇さんの分で奥さんの分かというのは、農地に線があるわけではないので1筆の耕作について確認をしてきております。

中 井 私、それは現場として一筆の土地を全体として見るから、それで分かるんやけどね。今、この相続された方だけは税の猶予を受けられて、その半分お持ちの方はどうされるの。

浅 田 まずお母さんが亡くならはって、今の〇〇さんが相続されたら、そのときまたこれを出すだけの話で。

中 井 そういう形になるわけですか。

浅 田 そういことですよ。

中 井 申し訳ございません。分かりました。

浅 田 できたら備考欄に何かちょっと書いといてもうたほうが。ぱっと見たらあれっと思う。備考欄にそんなこと、書けへんか。

山 本 見に行った本人も今日初めて分かったんやもん。

議 長 よろしいですか。

浅 田 はい。

議 長 ほかに何かご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第3号議案については許可する事を決定いたします。

議 長 第4号議案、平成30年度農用地利用集積計画（第5次）の決定についてを議題とします。

それでは事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 10ページをお開きください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

精華町木津川上流浄化センターの南側に位置するところでございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 はい、どうもありがとうございました。全員賛成でございます。本件計画案は

決定いたします。

議 長 報告第1号、農地法第5条の規定による届出の受理について（専決処理について）を報告します。
事務局、報告の朗読を願います。

事務局 14 ページです。
朗読。
場所については次のページをごらんください。
山手幹線を挟み、セブンイレブン精華台1丁目店の東側に位置するところがございます。
16 ページにお戻りください。
場所については次のページをごらんください。
植田区児童公園の東側に位置するところがございます。
以上です。

議 長 はい、どうもありがとうございました。
専決処理をした件ですが、何か質問等ございませんでしょうか。
(な し)

議 長 なければ、報告第1号を終わります。
議案書につきましては以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。次回の総会は、10月5日金曜日を開催したいと思います。皆様のご都合はいかがでしょうか。
(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を10月5日金曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

議 長 これをもって、本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでございました。
これをもって、総会を閉会させていただきます。

委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後4時15分